

令和6年度 東京都立三田高校 第三学期 転学・編入学募集要項

1 転学、編入学について

(1) 転学

転学とは、高校に在学している生徒が、引き続き他の高校の相当学年に入学することをいいます。

高校に入学後、何らかの事情により転学を希望する生徒のために、都立高校では、転学の機会として学期ごとに募集を実施しています。

※全日制の都立高校に在学している生徒が、他の全日制の都立高校の転学・編入学募集に出願するには、在学している都立高校長及び志願先の都立高校長の承認が必要になります。

- ・【第1学年の第二学期】

在籍している課程・学科とは異なる課程・異なる学科への出願が可能です

(例：普通科から工業科への転学、全日制の高校から定時制の高校への転学など)。

- ・【第1学年の第三学期以降】

原則、在籍している課程・学科と同じ課程・同じ学科への出願となります。ただし、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合には、異なる課程・学科へも出願することができます。

(2) 編入学

編入学とは、種類の異なる学校からの入学や、外国からの帰国者などが、第1学年当初の入学時以外の時期に高校に入学することをいいます。ただし、専修学校や各種学校から高校への編入学は、原則としてできません。

高校に入学後、第1学年以上の課程を修了し、一度退学した後に改めて入学を希望する方のために、都立高校では、第一学期募集に限り、編入学の機会を設けています。

(3) 募集区分

募集の区分には、区分1と区分2があります

募集区分1 (転勤等による都外からの一家転住者)

募集区分2 (一般)

2 応募資格等

(1) 全日制課程 (以下「全日制」という。)

ア 募集区分1 (転勤等による都外からの一家転住者)

以下の全てに該当する者

(ア) 高等学校等の在籍者

(イ) 保護者 (本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人という。) の転勤等に伴い、保護者とともに都内に転入した者、又は保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者

(ウ) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者

イ 募集区分2（一般）

以下の全てに該当する者（募集区分1に該当する者を含む。）

（ア） 高等学校等の在籍者

（イ） 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者

※ なお、上記3（1）のうち保護者の要件について、上記に当てはまらない場合に、特別の事情として認められる事情及び必要書類は、別紙1のとおり

（2）定時制課程、（3）通信制課程（省略）

（4）その他

ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校への出願を原則とするが、第1学年の第二学期転学・編入学募集では、転学前と異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。第1学年の第三学期以降の転学・編入学募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。

イ 都立高校全日制在籍者が、特別の事情により他の都立高校全日制に転学を希望する場合は、在籍している都立高校長及び志願予定先の都立高校長が、転学・編入学募集の目的に照らして、他の学校に転学する必要性があり、学習の機会を継続する上で真に必要と認める場合に限り、1年度間に1回を原則として、出願について各都立高校長の承認を得た上で、転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 中等教育学校の後期課程からの編入学

中等教育学校の後期課程に在籍している者が都立高校に編入学を志願する場合は、転学に準じて扱う。

エ 高等専門学校（以下「高専」という。）又は特別支援学校高等部から全日制への編入学高専又は特別支援学校高等部に在籍している者が全日制に出願する場合、第1学年の第二学期転学・編入学募集に限り出願することができる。ただし、編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、第2学年又は第3学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

オ 省略

カ 転学・編入学募集については、最初に合格した都立高校に入学することを条件に、同一募集時期の複数の都立高校に出願することができる。ただし、いずれかの都立高校に合格した場合、入学手続を行ってなくても、その日以降の受検はできない。

3 提出書類等（手続についての詳細は、志願先の都立高校に照会のこと。）

（1）入学願書（用紙は志願先の都立高校で交付）

（2）住所等を証明する書類（都内在住者）

ア 全日制

志願者及び保護者の住所が確認できるもの（住民票記載事項証明書等）

イ 定時制及び通信制（省略）

- (3) **転居を証明する書類（都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者）**
契約書の写し（売買、賃貸）等を添付した保護者の申立書（転居先住所と転居理由を明記したもの）
募集区分1（転勤者生徒特別枠）に出願する場合は、原則として、転勤証明書（転勤の内示証明又は辞令の写し等）を添付する。
なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。
- (4) **転学照会書（転学のみ。現在在籍する高等学校の校長が発行したもの。様式適宜）**
- (5) **高等学校の在籍等を証明する書類（様式適宜）**
在籍する高等学校の在学証明書及び単位修得証明書・成績証明書
なお、編入学の扱いにより出願する者は、最終在籍校の単位修得証明書のみ
- (6) **特別の事情を示す書類（保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により志願者と同居できない場合のみ）**
理由書（父又は母が志願者と都内に同居できない特別の事情及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記したもの）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類については、別紙1のとおり。
- (7) **海外における勤務証明書等、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外からの帰国生徒で、保護者のどちらか一方が帰国できない場合又は志願者のみが帰国する場合）**
- (8) **身元引受人承諾書（海外からの帰国生徒で、志願者のみが帰国する場合）**
- (9) **入学考査料**
全日制 2,200 円
定時制及び通信制 950 円
- (10) **その他志願しようとする都立高校長が必要とする書類**

※ **転学・編入学募集に出願をする場合には、事前に、志願先の都立高校で単位の照合を行い、応募資格の有無を確認すること。（志願先の都立高校では、転学前に修得済みの単位と自校の教育課程等を照合し、転学後に卒業に必要な単位の履修及び修得が可能かどうか確認する。）**

※過去1年間に各都立高校が実施した転学・編入学募集の検査問題入手したい場合は、志願先の都立高校に問い合わせること。

なお、過去の募集において、実際に検査を実施した（受検者がいた）場合のみ検査問題の配布が可能であるため、留意すること。

（昨年度（令和5年度）の三田高校における第二学期 転学・編入学募集では、第2学年が検査を実施しました）

4 海外からの帰国生徒について

- (1) **外国の学校からの編入学（保護者に伴って海外に在住し、帰国した生徒）**

保護者に伴って海外に在住し、帰国した生徒について、帰国の際に外国の学校教育を中断又は修了した場合に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の募集に出願することができる。

- (2) **外国の学校からの編入学（保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した生徒）**

保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した生徒について、帰国の際に外国の学校教育を中断又は修了した場合に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の募集に出願することができる。ただし、外国における連続した在住期間が1年以上の者（1箇学年の課程を修了

する見込みの者を含む。)とする。

(3) 上記(1)及び(2)の保護者要件等は以下のとおりとする。

ア 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者

なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。また、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実な者でなければならない。

イ 帰国後直近の転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じた相当学年（※）の募集に出願することができる。ただし、年齢相当学年より上の学年に出願することはできない。

※ 例

- ・ 第1学年に応募する者
平成21年4月1日以前に生まれた者で、外国の学校教育における10年の課程に在籍している者
- ・ 第2学年に応募する者
平成20年4月1日以前に生まれた者で、令和6年12月31日までに、外国の学校教育における10年の課程を修了する見込みの者

5 被災地域からの転学に伴う入学考査料等の取扱いについて

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震による都外の災害救助法適用地域に住所を有する者が、都立高校を受検する場合の入学考査料等は、免除とする。

6 詳細についての問合せ先

各都立高校又は以下に問い合わせること。

(1) 都立高校入試相談コーナー

新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-6755（直通）

問合せ時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く。）

(2) 東京都教育相談センター 高校進級・進路・入学相談

新宿区北新宿4-6-1

電話 03-3360-4175（直通）

問合せ時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日は午後5時まで）

7 学力検査等の実施について

(1) 募集人員

- 1 学年「募集区分 1」 2 名, 「募集区分 2」 1 名, 「海外帰国生徒」 1 名
2 学年「募集区分 1」 2 名, 「募集区分 2」 2 名, 「海外帰国生徒」 4 名
3 学年の募集はありません。

(2) 入学願書提出期間及び提出先(海外帰国生に関しては、海外帰国生対象の募集要綱を参照のこと)

志願者は、出願に要する書類等を指定する期間内に本校経営企画室窓口に提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 (月) 午前 9 時から午後 3 時まで

令和 6 年 1 2 月 3 日 (火) 午前 9 時から正午まで

(3) 学力検査等の実施

- (1) 検査教科等 全学年 国語、数学、英語の 3 教科及び面接とする。
(2) 学力検査及び面接の日時 令和 6 年 1 2 月 4 日 (水) 午前 8 時 4 5 分集合
(3) 時間割 各学年とも
第 1 時限 9 : 0 0 ~ 9 : 5 0 国語
第 2 時限 1 0 : 1 0 ~ 1 1 : 0 0 数学
第 3 時限 1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 1 0 英語
第 4 時限 1 3 : 0 0 ~ 面接 昼食を持参のこと

(4) 検査会場 本校

(5) 選考、合格者の発表及び入学手続

- (1) 入学願書等の提出書類、学力検査及び面接等を総合した成績及び都立高校長が必要とする資料に基づき、当該都立高校長が入学許可予定者(以下「合格者」という。)を決定する。
(2) 合格者の発表日時 令和 6 年 1 2 月 4 日 (水) 午後 3 時 本校玄関前
(3) 合格者は、書類等を定められた期間内に提出し、入学手続を完了しなければならない。
指定期間内に入学手続を完了しない者は、合格を放棄したものとみなす。
・合格通知書 合格者には、発表時に合格通知書を交付する。
・入学手続日時 令和 6 年 1 2 月 4 日 (水) 午後 3 時から午後 5 時まで
令和 6 年 1 2 月 5 日 (木) 午前 9 時から正午まで
・入学手続場所 本校経営企画室窓口

(6) 学力検査等の得点の開示

受検者又は受検者の保護者から学力検査等の得点について開示の請求があった場合、都立高校長は、受検票等により受検者本人または受検者の保護者であることを確認した上で、当該受検者の学力検査等得点表を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受験票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの(住民票の写しなど)で確認の上、交付すること。

(7) その他

- (1) 応募資格に違反し、又は願書等の必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
(2) その他、この要項に定めのない事項は、令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜要綱の定めを準用する。
(3) 面接が終わるまでは校外に出られない。必要な者は、昼食を持参すること。その他の持ち物は、受検票で確認すること。

父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、介護、病気療養（又は出産）のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。 ※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。	〔介護の場合〕 介護保険被保険者証の原本又は写し 〔病気療養の場合〕 医師の診断書（都内に転入できない理由が記載されているもの） 〔出産の場合〕 母子健康手帳の原本又は写し ※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。
父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、介護のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。	介護保険被保険者証の原本又は写し 〔都内に転入できない父又は母 他道府県における勤務証明書等 ※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。
父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合	事件係属証明書等
日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のためであり、志願者にとって、海外から都内に転入又は都内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要	海外における勤務証明書等